



午後2時00分 開会

○議長（若山照洋君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますのでただいまから令和8年7月大治町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により3番手嶋いずみ議員、4番後藤田麻美子議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（林 健児君）

本日、議会運営委員会を開会し、令和8年7月大治町議会臨時会の会期を本日1日限りと決定いたしましたので、御報告申し上げます。

○議長（若山照洋君）

お諮りします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日1日間とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、議案第31号令和8年度大治町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（鈴木康友君）

議案第31号令和8年度大治町一般会計補正予算（第4号）。

令和8年度大治町の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億8331万円とするものでございます。

第1条第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。令和8年7月28日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、歳出におきましては、総務費においてアジアパラ競技大会の観戦を希望する小中学生及びその保護者を対象に観戦チケットを配布するため、消耗品費として90万円を計上するものでございます。

歳入におきましては、財政調整基金繰入金を90万円増額するものでございます。

○議長（若山照洋君）

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

1 番池田耕介議員どうぞ。

○1 番（池田耕介君）

1 番池田耕介です。幾つかお伺いします。8・9ページ、総務費、総務管理費の企画政策費、まちづくり推進事業として先ほど説明があったアジアパラ競技大会応援事業の先ほど議案説明の場でパラ陸上競技、600名かな、小中学生及び保護者600名で90万円と説明がありましたが、よその自治体他の自治体も似たようなさまざまな事業をしています、この競技がどのように決まるのかと人数600人というのが、こっちで例えば600人分っていうふうで申請をするのか、割り振られるのか。またその600人っていう数の根拠ですね。なぜ600人になったのか。

あわせて、よそのところを見ると1家族4人までっていう枠組みであったり、親子1人ずつで2人っていう枠組みだったり、この600名ですね、こういった形でこの600を割り振るといえるのか、考えているのか。

それから売残った場合ですね。売残った場合はこれは町の負債といえるのか、赤字っていう形になるのか。とりあえず幾つかお伺いします。

○総務部長（安井慎一君）

まず競技はどのように決まっていくのかというところでございます。現在、アジアパラ競技大会組織運営委員会こちらのほうではまだ競技内容、日程それからチケット類こういったものを今現在検討中でまだ公に公表されていないという状況です。詳細が決まれば我々事務局のほうに連絡が来るというふうな内容になってございます。

それから人数の600名の申請でございます。人数の妥当性とかそういったところでございます。まず町内の小中学校約3,000名おみえになります。その中で児童を対象とすれば、300人で約1割程度でございます。本来なら多くの児童の方に現場に出向いて、直接アジア大会、スポーツのよさ、それからその他球技場等いろんなものを見ていただきたいというのは思っておりますが、現状はなかなか全ての生徒に行っていただくのは難しいであろうということで、おおむね1割程度の児童に対して保護者300人で合

わせて600人というような位置づけで進めてきました。

それから、チケットを購入して残った場合でございます。現在は運営方法を含めて組織委員会から正式な回答が得た上で詳細は決めていこうというような流れでございます。しかしながら、例えば一次募集、二次募集、三次募集をしていく中で、どうしても希望の方がみえないときには、例えば障害者の団体ですとか、その他スポーツの団体、そういったところにもお声をかけながら購入したものはきちっと皆様にお配りして使っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

1 番池田耕介議員どうぞ。

○1 番（池田耕介君）

はい、池田耕介です。この陸上、そもそも陸上っていう競技を選んだ理由の部分がちよっとなかったような気がするので、例えば大治町として陸上に力を入れているとか、今後いくっていうことでもってこの陸上という競技を選んだのかそこをお伺いをしたいのと、先ほどのおおむね1割でっていうことかというと、基本的には親子1人ずつの2人1組で600っていう数でいいのか。あとですねこれチケット代っていう話でしたが、例えばチラシと啓発物品を用意する場合はまたそれは事業費として追加でかかってどっかで補正が上がってくるっていう理解でいいのかお伺いします。

○総務部長（安井慎一君）

なぜパラ陸上競技を選定したのかっていうところでございます。今回はアジア大会、アジアパラ競技大会という二つの大きな流れで進んでまいります。特に日本で開催されるのが初めてなのは、今回アジパラの競技大会となります。そして愛知県のほうも、県民の方ができるだけ会場に足を運んでいただきたいというような依頼が来てまいりました。本町としましては、児童が通常の陸上だけではなく、将来的に大きくなった場合、大治町に対して愛着を持ってもらうっていうことと、それから国際理解、それから共生社会について学ぶ機会を取っていただこうと。これは学ぶ一つということになりますので、そういったことも含めてアジア競技ではなくアジアパラ競技大会、こちらを選定して、陸上のほうで特にいろんな方が障害として出られますので、そういったところで視点を置いて皆さんにお出かけいただきたいというものでございます。

それから2点目の御質問でございます。親子で1組かというところでございます。基本的にチケットの配布につきましては、親1人子1人を1組として、300組を予定しております。しかしながらいろんなケースも想定されますので、今後、事務局我々のほうで詳細についてはまた詰めていきたいというふうに考えております。

それからチラシ等は追加するのかというところですが、これは学校の保護者に対し

ては学校の伝達手段を使う、あるいはチラシについては各施設のところで大きなものを数枚程度使っていくというような段階を考えておりますので、特に予算を改めて計上するということは考えてございません。保護者の方には今後運営方法が決まれば周知期間をもって申し込みができるような、そんな体制をとっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

11番吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。まず、小中学生のことですが、これ町立の小中学校だけを対象、町立の小中学生だけを対象としているのかということと、600人分の事業費ですが、もともと枠が600あってそこから選んでいくのか。もう少し枠があってその中から選んでいくのか。その2点お願いいたします。

○総務部長（安井慎一君）

今回の対象は町立だけなのかというお話でございますが、今回は大治町に通う子供さんが、学校のラレーションの日にこちらを使って実施していこうという考えですので、町内の学校だけに対象としては絞ってまいりたいと思っております。

それから数ですけどもチケット数、枠があつてかということでございますが、こちらは各自治体いろんな考えがございます。大治町もできるだけ多くは手を挙げていきたいということありますが、しかしながらいろんな予算の都合ですとか、それから皆さんに行っていただける時期とかそういったものを考慮して、300組600枚ですね、こちらがこの程度が妥当ではないかということで御提案させていただいたものでございます。以上です。

○議長（若山照洋君）

他に。

11番吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

1点目ラレーションっていうのは県教育委員会がやっておりますので、その関係で町立だけなのかという御説明でして、それは理屈としてはわかりました。

あともう1点、枠の点なんですけど、私が聞いたかったのは300組のそれだけの枠しか300組でそこから予約していくのか、もうちょっと400、500ぐらいあって選んで予約できるのかと。もともと町が購入する分としては300組600人分なんですけど、選べる範囲としてもうちょっとあるのかどうかと。そこをちょっとお聞きしたかったんですが。

○総務部長（安井慎一君）

枠については明確なところの回答はないんですが、基本的には収容人数が3万人ということで、チケットの販売を完了していきたいという愛知県の思いもありますので、多くの我々自治体からの希望があればその枠は一定確保していただけるというふうに思っております。しかしながら先ほど申しましたように、私どももやはり協力できる範囲はどうしても限定的なものになるということから、今回このような提案とさせていただきます。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

11番吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

ちょっと質問と答弁がかみ合っていないような気がするんですが。私としては、300組を町として確保してその300組分だけ確保してるのか、もうちょっとあった上で、購入するのが300なんです、それを予約することによって小中学生及び保護者が予約することによって決まってくるんですが、予約するできる枠としてはもうちょっとあるのか。枠としてはもうちょっとあった上で、結局、町として購入するのは300組なのか。もう300組分の予約枠しかないのか。そこを聞いたかったんですが。

○総務部長（安井慎一君）

枠の総数自体は把握しておりませんが、多分多くの枠があるかとは思いますが。しかしながら大治町としても、やはり実際に実行できるその事業内容が望ましいであろうということから、今回このような提案に至ったということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（若山照洋君）

よろしいですか。他にございませんでしょうか。

12番林哲秀議員。

○12番（林 哲秀君）

12番林でございます。今るる説明があったんですけど非常にいいことだと思いますけど、私この球技場行くまでのアクセスとして、抽せんに当たった方は御家族の方をみえれば友達と行かれる方がみえると思いますが、自由に行ってちょうということだと思いますけども、障害のある方だとかちょっと補助が要るなという方たちのフォロー体制というのはどのように考えてみえるのか。全くないとは僕は申し上げませんが、多分あると思うんですよ。それとね、こういうこと言って申し上げていいのかわかりませんが、今非常に物価高、生活苦の中で苦しい方もみえるもんですから、そういう方を救済するためにもやっぱ交通費っていうのは全く全てとは言いませんけども、考えてみえるのかどうか、その2点お伺いします。

○総務部長（安井慎一君）

まずは今回のチケットにつきましては、先着順の申し込みになります。先ほどおっしゃった現場への交通アクセスでございます。いろんな方が行かれるのを想定しておりますが、今回については大治町が皆様に御負担できるのはチケット代ということになりますので、会場までは皆様御負担のほうでお願いしたいというふうに考えております。以上です。

○12番（林 哲秀君）

二つ目答えて、障害のある方だとか補助のある方が当たった場合はお願いしたいという場合は、社福へ頼むのか教育委員会へ頼むのか。そこら辺のことも考えてみえるのかどうか答えてちょうだい。

○総務部長（安井慎一君）

現場に行かれる方にはいろんな方がおみえになるかと思います。しかしながら、今回につきましては私どもも県が進める事業に協力していこうということで、現状を考えるとチケットの購入を我々がして、皆さんに現場まで行ってもらえる環境を整えるということが重要だというふうに認識しておりますので、交通アクセスにつきましては御自身等の御負担でお願いしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第31号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第31号を採決します。

議案第31号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

〔「議長」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

10番林議員どうぞ。

○10番（林 健児君）

緊急質問をお願いします。

○議長（若山照洋君）

林議員、緊急質問の内容を説明お願いいたします。

○10番（林 健児君）

はい、10番林健児です。「鈴木康友大治町長に関する報道等について」を緊急質問お願いいたします。

○議長（若山照洋君）

ただいま林健児議員から「鈴木康友大治町長に関する報道等について」の緊急質問の申し出がありました。

林健児議員の緊急質問の件を議題として採決いたします。

この採決は起立によって行います。

林健児議員の「鈴木康友大治町長に関する報道等について」の緊急質問に同意の上日程に追加し、追加日程第1として発言を許すことに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、林健児議員の「鈴木康友大治町長に関する報道等について」の緊急質問は、同意の上日程に追加し、発言を許すことは可決されました。

追加日程第1、緊急質問、鈴木康友大治町長に関する報道等についてを行います。

あらかじめ申し上げます。緊急質問に対する質疑の方法は一般質問と同様に一問一答方式とし、発言時間は30分以内とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。よって、緊急質問に対する質疑の方法は、一般質問と同様に

一問一答方式とし、発言時間は30分以内とすることに決定いたしました。

10番林健児議員の緊急質問を許します。

林健児議員どうぞ。

○10番（林 健児君）

10番林健児です。議長のお許しをいただきましたので緊急質問に入りたいと思います。去る7月15日各新聞の紙上で「大治町長を取り調べ 元議員事務所に侵入か」という見出しの記事があり、県警の取り調べを受けているとの報道がありました。そして同日昼のテレビニュースでも夕方のニュースでも大々的に放映されました。県内でも辞職勧告及び不信任決議を出された首長は数人見えますが、建造物不法侵入容疑や窃盗容疑とこの不名誉な内容で出された首長は一人もおられません。このような前代未聞の報道について一つ一つお聞きしていきたいと思います。現状、町長自らが県警の任意の取り調べを受けたことを認めている一方で、町民や議会に対して十分な説明は行われていません。首長には一般の公職者以上に高い倫理性と説明責任が求められています。町民からは「町政大丈夫なのか」と、「町長説明せえへんのか」と、「議会何やっとなるんや」と厳しい声を聞いています。町政への信頼に重大な影響を及ぼしていることから、るるお伺いいたします。警察から任意聴取を受けたことは事実ですか。

○町長（鈴木康友君）

事実でございます。

○10番（林 健児君）

いつ何回どのような形で聴取を受けましたか。

○町長（鈴木康友君）

現在、捜査機関の捜査につきましては、私も誠実に対応をさせていただいております。ゆえにこの内容につきまして詳細については現時点では御説明いたしかねます。以上です。

○10番（林 健児君）

6月の議会中に聴取を受けたということをお聞きしたんですが、なぜ6月議会中に議会に報告がなかったんですか。

○町長（鈴木康友君）

今回の件につきましては、捜査機関のほうとも十分誠実に協力させていただいておりますし、報道について捜査機関に多大なる影響そして御迷惑はおかけ、かかるものだというので情報の開示等々についての可否も含めて慎重に判断した旨でございます。以上です。

○10番（林 健児君）

元国会議員の事務所に侵入したことは認めますか。

○町長（鈴木康友君）

今回私のほうが取り調べをいただきました案件につきましては、建造物侵入ということでございます。自身といたしましてはこのたびの件に関しましては関係者に対し包括的に許可を得た上での入室をしたという認識でございました。当該行為について自身も悪意やそして犯罪性があったものだとは考えておりません。そのような形で今改めて御説明をさせていただきます。

○10番（林 健児君）

侵入した日時と回数、そして時間は説明できますか。

○町長（鈴木康友君）

大変説明不足と、説明が必要な役職ではございますが、説明詳細に今できないことにつきましては心からおわびを申し上げますが、現在は捜査機関のほうに全て確認されている内容を今後説明をさせていただく形でございますので、現時点でこの場で申し上げることについては差し控えさせていただきます。

○10番（林 健児君）

今町長は許可をもらっていた。そのようなことをお話しされました。いつ、誰に、どういう許可をいただいて、入ってもいいとそういった許可をもらったんですか。

○町長（鈴木康友君）

そのような内容、そして全ての物事につきましては、現在、捜査機関のほうに全て全面的に協力をさせていただいております。ゆえにその判断につきましては捜査機関でしたりとか、司法のほうに自分もお答えをさせていただきますので、現時点では捜査への影響等を踏まえましてこちらで説明をさせていただくことは差し控えさせていただきます。

○10番（林 健児君）

許可をいただいたということなんですけど、国会議員が、国会議員の事務所でありながら国会議員が訴えておるんです。これ誰が許可出したんですか。それで許可をもらっている人が訴えるんですか。ちょっと私には考えられませんがその辺ちょっとお願いします。説明してください。

○町長（鈴木康友君）

はい、大変申し訳なく存じますが、この詳細につきましては現時点では内容につきましてはお答えすることを差し控えさせていただきます。

○10番（林 健児君）

侵入の目的って何ですかこれ。何のために国会議員、元国会議員の秘書をやられていた町長が、何のために秘書をやめた後に、何のために事務所に侵入するんですかこ

れ。目的は何ですかこれは。意味がちょっとよく分からんですけど、説明してください。

○町長（鈴木康友君）

自身はその詳細については御説明を差し控えさせていただきますが、入室したということにつきましては事実と先ほどお答えさせていただいたとおりでございます。目的そしてその状況等々につきましては、捜査機関のほうに私のほうも誠実に対応しておりますので、この場でお答えをすることは差し控えさせていただきます。

○10番（林 健児君）

今日は本当にたくさんの町民の方々、関係者の方々がお見えになっておられますけど、「協力している」どういうことですかこれ。町長がやったことを教えていただきたいということを言っとるわけです。「捜査に協力」第三者ですかこれ、町長。自分がやられたことが罪じゃないというふうに思っているんですか。それともやってないというのか、そこを聞きたいわけですよ。入っていないなら堂々と戦ったらいいいじゃないですか。やってないならやってないと言ったらいいいんじゃないですか。「捜査に協力」とはどういうことですか。入ったんですか。許可をもらって入ったと。許可をもらって入ったのに、当の持ち主が訴えておるということです。ちょっと説明に苦しむんですよ僕らも。なぜ、何が目的で入ったのと。第三者的立場じゃなくて町長自身がやられたことをどうかということを行っているわけです。「捜査に協力」ちょっと待ってくださいよ町長。町長がやられたことですよ。何の目的で入るんですか。先ほどからずっといろんなことを聞いていますが「答えられません」と。「捜査で答えられない」と。我々は刑事でもないし警察でもないし裁判所でもないんですよ。刑事的責任を聞いているわけじゃなくて、政治的責任、これだけの今事実、この新聞報道された事実、そしてテレビ報道された事実、これに基づいて本当に入ったのか。何の目的で入ったのか。何でこんな訴えることになるんだと。そういうことを聞いとるわけです。それは町長自身が一番わかっているはず。関係者から許可が出たんなら元代議士は訴える必要ないじゃないですか。何で訴えるんですか。もうちょっと詳しく説明してください。

○町長（鈴木康友君）

冒頭に申し上げましたとおり、入室したことにしましては事実でございます。またそちらにつきましても先ほど自分のほうもお答えをさせていただいたとおり、悪意でしたりとか、犯罪の目的があってそのような行為に及んだということはないというふうにお答えをさせていただいているとおりでございます。被害届が出されたということで、もちろん捜査のほうに自分のほうも協力をさせていただいているところでございます。捜査手続上の判断が示されたという形では自分もないものと現在認識して

おりますが、詳細につきましては今捜査が進んでいる最中でございますので、詳細についてはお答えできなく、お答えさせていただけないことは申し訳なく存じますが、詳細については差し控えさせていただきます。

○10番（林 健児君）

答えられないことばかりで非常に残念なんですけど。被害届を出されたことっていうのをいつ知りましたか。

○町長（鈴木康友君）

はい、自分自身が捜査機関による調査ですね、のほうの協力に関して警察のほうから御連絡をいただいたときに自分のほうとしては認識いたしました。

○10番（林 健児君）

今、捜査対象となっておる今町長がやられた行為に対して、これ違法性はないというそういう認識で大丈夫ですか。

○町長（鈴木康友君）

自分自身、その当時の行動につきましては、自身は違法性でしたりとか悪意でしたりとかそういったものは先ほどもお伝えしたとおり自身ではなかったです。

○10番（林 健児君）

その認識を裏づける資料や証人はいますか。

○町長（鈴木康友君）

現在、その旨につきましても、全て捜査機関のほうで捜査をしております。そういったものについては全てこちらのほうも捜査機関のほうにももちろんお答えをさせていただいたり、提出をさせていただく、求められれば提出をさせていただきますので、現時点でお答えは差し控えさせていただきます。

○10番（林 健児君）

本当に答えられないことばかりで非常に残念なんですけど。ではですね、新聞紙上では、事務所に事務所内にあった給油カードを勝手に使ったという記載があったんですけど、これについては本当ですか。

○町長（鈴木康友君）

報道であった旨についての内容については自分も報道で認識をさせていただいております。現時点で先ほどお伝えしているとおおり、侵入の詳細でしたりとかそういったものについて、内容については全て捜査機関のほうにお答えをさせていただいておりますので、現時点でお答えをさせてお答えをすることは差し控えさせていただきます。

○10番（林 健児君）

捜査しているから答えられない、自分のやったことについても答えられないと、そういったことなんですね。ではですね、建造物侵入罪と窃盗罪というのはこれ別、全

く別、そしてこの二つに関しては親告罪ではないということは町長御存じですか。

○町長（鈴木康友君）

その内容についてはそのように理解をしております。

○10番（林 健児君）

ということは、それが事実であればこれは犯罪だということです。その辺の認識はありますか。

○町長（鈴木康友君）

今、先ほど御質問いただきました内容につきまして、現在私のほうも建造物侵入の件につきまして取り調べを受けているのは事実でございます。そしてお答えをさせていただいたとおり、自身がその犯罪性に抵触するものだとは考えて認識して行動していたわけでは当時はなかったということでお答えをさせていただきます。

○10番（林 健児君）

もう全く知らなかったということですか。

○町長（鈴木康友君）

現時点でお答えを、私のほうができますのは、侵入したことについては認めております。はい。そこについての内容や詳細につきましては全て捜査機関のほうに協力しておりますし、今後も求められたことについては誠実に協力をしていくということが現段階でございますので、現時点でお答えできることは以上でございます。

○10番（林 健児君）

私は捜査内容を知りたいわけじゃなく、町長として町民へどのように説明責任を果たしていくのかそれを伺っておるんです。どのように町民に説明していきますか。

○町長（鈴木康友君）

与えていただきました皆様に、役職につきまして説明責任の重要性、重大性というものは深く認識しております。ゆえに現時点でお答えができないことについては誠に申し訳なく存じますが、現時点でその捜査において詳細をお話しすること自体が捜査に大きな影響を及ぼすということで、現時点ではお答えできないということでございます。その点については誠に申し訳ございませんが、御理解を賜ればと思っております。

○10番（林 健児君）

いつ、町長はそれを明らかにして町民に報告されようとしているのか、それをお願いします。

○町長（鈴木康友君）

私のほうといたしましても、現時点での捜査そしてその進捗については自身で判断する確認をするということができませんゆえ、どの時点でどのような説明ができるか

ということにつきましては、本当に申し訳ございませんが現時点で自分のほうからどのようにということはお答えができない状況でございます。

○10番（林 健児君）

今後の町政への影響というのを町長はどのように考えておりますか。

○町長（鈴木康友君）

現時点、失礼いたしました。報道機関によりまして今回の件、報道をいただきました。その後確かに各予定等につきましては、変更しているもの影響が及んでいるものは間違いなくございます。町政への影響ということにつきましては、自分のほうの本当に不徳のいたすところでありまして、このような多くの方にいろいろな影響をもたらしているということにつきましても深くおわびを申し上げます。今後につきましては、自分も町民の皆様から負託をいただいた身ということで、現時点では現職務を執行していくことが責任のとり方だと感じております。以上です。

○10番（林 健児君）

町長を応援された方々が非常に残念やと、何でこんなことになるんやということをおっしゃっておられる方もおみえになるわけです。そこで誠に申し訳ありませんでしたと、これは町政を混乱させた責任は私にあります。それで今後それで町政がうまくいくというふうに思っていますか。今後の行政運営というのをこの信頼をなくした行政運営というのをどのように今後維持されていこうとされておるんですか。

○町長（鈴木康友君）

まずもっては、現在、自分のほうにも与えられている職務を誠実に精力的に遂行し、そしてより働いていくという意思や発表を町民の皆様にもさせていただき、粛々と今の職務を務めていくことだと、そして信頼回復に努めていくことだと自身は感じております。

○10番（林 健児君）

職務が滞っておるからこういう話をしとるんです。26日に行政懇談会やるということで、これ中止になりました。なぜ中止にしたんですか。

○町長（鈴木康友君）

本当に町政懇談会、1回目も開かせていただきまして2回目を中止にさせていただくということで、こちらにつきましてはさまざまな観点そして影響というものを鑑みまして最終的に私のほうで取りやめをさせていただきました。こちらについて御予定をいただいた方、またそこに参加を予定されていた方、いろいろな方がいらっしゃるかと思います。そういった方への影響も含めまして改めておわびを申し上げます。以上でございます。

○10番（林 健児君）

その中止になったらこれ滞っておる状態だというふうに認識しているんですけど、それは違いますか。

○町長（鈴木康友君）

報道をいただきました直後、そして現在におきましても、確かにさまざまな予定等々の変更が間違いなくございました。現時点で町政が滞っている、停滞しているということにつきましては、議員のおっしゃるとおり自身の不徳のいたすところでございますので心からおわびを申し上げます。今後につきましてまた発信等をいたしまして、通常の運行、通常の活動に戻させていただきたいと思っております。平穏な状況がまたそして信頼が回復できるように全力で取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○10番（林 健児君）

信頼回復したいと、信頼回復するような手だて、手段、詳しく教えてください。

○町長（鈴木康友君）

現時点でどのような手段かという具体的なものについては、自身もまだ確定をしてないというところではございますが、数多く町民の皆様方に直接でしたりとか、媒体いろんなものを通じて間接的にでも、まずはこのような騒動が起こったことについてさまざまな思いが発生したと与えてしまったと思います。不安でしたりとか、不満でしたりとか、怒りでしたりとか、心配でしたりとか、そして多くのお時間をこの件につきましても多くの方に影響を与えることになりました。その件につきましてもまずはこの立場にある自身として心からおわびを申し上げ、各機会でおわびを申し上げていくことだと自身は考えております。

○10番（林 健児君）

おわびを申し上げますと、侵入したことも罪ではないと、カードも使ってないとするならば、なぜおわびをする必要があるんですか。

○町長（鈴木康友君）

先ほど議員からも御指摘をいただきましたとおりでございます。現在、メディアの皆様にも報道をいただきました件におきまして、予定の変更でしたりとか、特に直近におきましては町政懇談会でしたりとか、その他お祭り等、行事等の参加に影響の状況を鑑みたときに取りやめさせていただく件がもう既に何件も出ております。そういったものについて、本来このような形で報道をするような嫌疑を、この件がなければ自分が通常どおり行われていたものでございますので、そういった全てを勘案いたしまして影響が及んでいるのは間違いのないことですので、その点につきましておわびを申し上げますし、御不安、御不満、そしていろんな思いを抱かれたことにつきましてまずはおわびを申し上げたいと思っております。

○10番（林 健児君）

混乱させたことに関して申し訳なく思っていると、ではその申し訳なく思っていることの責任というのはどのようにとられますか。

○町長（鈴木康友君）

現時点におきましては、より政務に励ましていただくというところで自身の責務を果たしてまいりたいと思います。現時点で報告でしたりとか詳細についての御説明ができないことに関しては誠に申し訳なく思っております。以上です。

○10番（林 健児君）

先ほどから町長も誠に申し訳なく思っていると。本当にこう申し訳なく思っているような状態に聞こえないんですよね僕ら。本当に。信頼回復の具体的なこともないと。謝って信頼回復していくと。到底ちょっと私には考えられにくいんですけど。このように町内のみならず町外を含めて、多くの人々を混乱させた状況の中で、町長は何も答えないと。また答えられないと。捜査中だと。協力していますと。捜査に協力していますと。どういうことですか。全く意味が分かんんですよ。そのような状況の中で今この大治町、3万3000を超える人口がおみえになります。3万3000人のリーダーとして、私は鈴木町長が自分がこの3万3000人のリーダーとしてふさわしいというふうに思っておられるのかどうなのか、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（若山照洋君）

町長、ちょっと先ほどの訂正を。

○町長（鈴木康友君）

はい。まずは失礼いたします。先ほどの発言の中で政務とございましたが公務ということで発言の誤りがございましたので訂正をさせていただきます。その上でまずはこの混乱を起こし、混乱が起こったこと、そして多くの方にこの影響をもたらしましたことにつきましては、どのようにおわびしても取り返すことはできないと思っております。ゆえに今後自身も公務に励み、そして負託をいただいた身といたしまして、さきの選挙でいただいた負託に答えられるように今後も行動をしていきたいと思っております。以上です。

○10番（林 健児君）

今町長は今この失った信頼をどんなことがあっても取り返すことができないと自分でおっしゃられておるんです。この状況の中で本当に3万3000人のリーダーとして自分がふさわしいと思っている。思っているのか思っていないのか、その1点を教えていただきたいというふうに思います。

○町長（鈴木康友君）

引き続き、選挙でいただいた負託というものに応えていきたいという形でお答えを

させていただきます。

○議長（若山照洋君）

2択だと思うんですよ。思っているのか思っていないのか。そのどちらかだと思うんですけど。質問者はそのように質問しているので、どちらかを答えていただけるといいと思うんですが。

○町長（鈴木康友君）

現時点で本当に混乱を招いたことにつきましてはおわびを申し上げます。

○議長（若山照洋君）

ふさわしいかどうかですね。

○町長（鈴木康友君）

負託をいただいた身として、私が町長で現職であるということはふさわしいということを負託をもって判断いたしまして、自分自身の行動で今後も変えさせていただきます。以上です。

○10番（林 健児君）

今その問題になっているのは、町長が起こした行動で問題になっているんです。またこの行動をとるということですか。教えてください。

○町長（鈴木康友君）

自身の先ほどお答えをした思いについてはお伝えはさせていただきましたが、いろいろな道義的な面でしたりとか、いろいろなものについては改めて顧みて行動を今後ともさせていただきたいと思っております。以上です。

○10番（林 健児君）

なぜ自分が最善だというふうに思われるんですか、そこを教えてください。

○町長（鈴木康友君）

自身の評価につきましては、自身では定められぬものではございますが、いただいた、選挙でいただいた負託というものが現時点での町政運営にふさわしいという形と認識しておりますので、今回の件につきまして混乱を招いたことはおわび申し上げますが、職務を遂行していくのにふさわしいと自身では考えております。

○10番（林 健児君）

今容疑がかけられている罪について、これ犯罪です。これが本当であれば。良心に手を当てて考えていただきたい。町長自身が起こしたこと、これが犯罪であれば、それを町長自身はそれでもいいと許すのか。3万3000人のリーダーとして自分がふさわしいと思うか。良心に手を当ててもう1回だけ教えてください。

○町長（鈴木康友君）

自身の行いにつきまして、現在そちらについては捜査中のことで、刑事上の手続が

とられたものではないと自分も認識しております。その自身の考えや行動について捜査機関や司法が違う見解を示したということであれば、やはりそれは重く受け止めていく必要があると思いますが、現時点では全ての真実がどこにあるかということを調査していただいている段階でございますので、捜査に誠実に協力していく旨でございます。以上です。

○議長（岩山照洋君）

真実は町長がやられたことなんで、多分そこが一番分かると思うんですが、そこに対してはないですか。大丈夫ですか。いいですか。

林議員どうぞ。

○10番（林 健児君）

非常に残念なのは、人ごとの話やというふうに言っておられるというところが非常に私は残念です。やはりですね、やっぱ3万3000人のリーダーとなる人は自分のこともやっぱ顧みずに町民のために働いてよりよくしていくと。やはりそういう気持ちがあれば私はリーダーにはふさわしくないというふうに考えます。そして自分がやったことに関しても、分かりません、協力しています、捜査に協力、司法の決断が出るまでは分かりませんと、これ自分がやったことは自分が分かっているはずなんですよ。それでもやっぱ答えられないと。だけど世論はこんなことになっている。入られた国会議員も訴えている。この事実です。これを重く受け止めていただきたい。もう本当に町長にはですね、町長が議員になられたときから、私もいろいろ見させていただいていますが、あらゆる人、人々ですね、なかなか皆さんが町長はすばらしい人間だというふうに言う人たちはいなかった。本当に報恩謝徳の道を歩んでいただきたいと私は心からそう思います。恩を受けたら恩を返す必要があります。ここを本当に誠実にやっていただきたい。

最後にお聞きしますが、町民の最も知りたいのは今後も町長職を続ける考えなのか、それとも御自身の責任を踏まえ辞職する考えなのか、明確に答えていただきたいというふうに思います。

○町長（鈴木康友君）

現時点で直ちに負託をいただいたこの職を辞するという考えはございません。以上です。

○10番（林 健児君）

やめる気はないということでした。本当にね町長、残念でたまりません私は。自分のやったことってというのは自分が一番よく分かっているはず。そしてこの今容疑をかけられている罪が本当に自分がやったのかやってないのか、それはもう全部自分で分かっているはず。非常に残念でたまりません。そういったことを踏まえていろいろこ

うるる、報道の方も今日たくさんお見えで町民の方もたくさんお見えになっておられると思いますが、辞職する考えはないということでしたので、これで私の質問を終わりますが、議会も少し考えさせていただきたいというふうに思います。以上で私の質問を終わります。

○議長（若山照洋君）

10番林健児議員の緊急質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時00分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔議長、動議をお願いします〕の声あり〕

○議長（若山照洋君）

6番鈴木満議員どうぞ。動議の内容をお願いします。

○6番（鈴木 満君）

6番鈴木満でございます。大治町長鈴木康友君に対する辞職勧告決議の動議を提出します。

〔賛成〕の声あり〕

○議長（若山照洋君）

ただいま鈴木満議員から、大治町長鈴木康友君に対する辞職勧告決議の動議が提出されました。1人以上の賛成者がありますので、この動議は成立いたしました。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時10分 休憩

午後3時14分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

御手元に配付のとおり、大治町長鈴木康友君に対する辞職勧告決議に関する動議の提出がありました。本動議を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることについて採決いたします。

この採決は起立によって採決します。

本動議を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、大治町長鈴木康友君に対する辞職勧告決議を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることは可決されました。

追加日程第2、発議第2号大治町長鈴木康友君に対する辞職勧告決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

鈴木議員どうぞ。

○6番（鈴木 満君）

6番鈴木満でございます。発議第2号大治町長鈴木康友君に対する辞職勧告決議。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和8年7月28日提出。提出者大治町議会議員鈴木満。

大治町長鈴木康友君に対する辞職勧告決議。大治町長鈴木康友君は前衆議院議員の事務所への無断侵入及び車の給油カードの無断使用疑惑に関し、愛知県警から任意の事情聴取を受けていることが明らかとなった。

本件は、町政の最高責任者である町長としての倫理感や資質を根本から揺るがす重大な事態である。しかしながら、鈴木町長は記者会見などにおいて「捜査機関に協力している」と述べるのみで、事案の具体的な経緯や真偽について、主権者である町民ばかりではなく、一緒に働く職員にさえも一切の明確な説明を行っていない。

この一連の対応は、町民に対する誠実さを著しく欠くものであり、行政への信頼を失墜させ、町政に多大なる混乱と停滞をもたらしている。町民の不信感と不安を解消する姿勢が見られない以上、鈴木町長に町政を委ねることは到底できません。

よって、大治町議会は鈴木康友町長が自らの意思と責任により直ちに大治町長の職を辞職することを強く求めるものである。以上、決議する。令和8年7月28日、大治町議会。

○議長（若山照洋君）

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

2番八神議員どうぞ。

○2番（八神太紀君）

2番八神太紀です。今回の辞職勧告決議案について反対の立場で討論させていただきます。

先ほど緊急質問にもいろいろありました。現在、大治町長は前衆議院議員の事務所への無断侵入及び車の給油カードの無断使用疑惑について報道もされ、いろいろ疑惑が浮かんでおります。その件について質問をいたしました。町長のほうからとも言えない部分というのはあるというのは、捜査機関のこともあり、また世の中の混乱を招く事態を避けるべく言えない部分があるということを理解しております、私としては。その中で町民の方からも今どういったことなんだということも私も聞かれます。やはり言えない部分があり、また町長からの発信でない部分を私が伝えるのは筋が違うと思ひ、思つて伝えておりますが、その中でももちろんどうなんだっていう声とは別に、今の町長にも続けてほしいと、しっかりと説明もしてほしい。いろんな意見をいただく中、現在調査中という部分で、真実や事実が公に分かっていない中、このタイミングで辞職勧告決議案を出すというのは僕自身としては少し時期が早いのではないかっていうふうに考えます。よつて、今回の辞職勧告決議案には反対させていただきます。

○議長（若山照洋君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

9番松本英隆議員どうぞ。

○9番（松本英隆君）

9番松本英隆です。今、議題となっております町長に対する辞職勧告決議に賛成の立場で討論させていただきます。

まず申し上げたいのは、本決議は刑事責任の有無を判断するものではありません。犯罪の成否や法的責任については、警察、検察、そして司法の判断に委ねられるべき

ものであり、議会がその役割を果たすものではありません。しかし、議会は議会として果たすべき責任があります。それは町民から負託を受けた代表機関として、行政を監視し、町政の信頼を守ることです。今回一連の報道によって多くの町民が町政に対し不安や疑問を抱く状況とただいま現在なっております。私自身も地域の皆様から町政は大丈夫なのか、町長は説明はないのか、議会は何をしとるんだと。そういった声を多く伺っております。これらの声は事件の内容そのものというよりも、町政に対する信頼への不安のあらわれだと思います。町長という職は単に行政を執行するだけではありません。町民からの信頼を受けて、それを基盤としてその責務を果たす立場であります。だからこそ町長には町民に対する説明責任と高い倫理性が求められます。報道から一定の期間が経過した現在においても、町民の方に対して十分な説明がなされていたとは全く言いがたい状況が続いております。調査中であることを理由に説明できない事項があることは理解できます。しかし一方で、町政への影響をどのように考えているのか。町民の不安をどのように受け止めているのか。また信頼回復に向けてどのような姿勢で挑むのかという、町長としての自ら言葉で説明することができると思います。今の段階でも今日でもできたと思います。議会は事件をさばく場ではありません。町政の信頼を回復し町民が安心して行政を信頼できる環境をとり戻すために、議会としての政治的意思を示すものであります。町長にはこの決議の重みを真摯に受け止めていただきたいと思います。そして、町民の信頼回復という大きな課題に向き合うため、自らの政治的道義的責任について熟慮されることを強く望みます。

議員各位におかれましては、本決議の趣旨を御理解いただき、町民の信頼回復という共通の願いのために、御賛同賜りますようお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（若山照洋君）

これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決いたします。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 9名〕

○議長（若山照洋君）

起立多数です。したがって、発議第2号は可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

これで令和8年7月大治町議会臨時会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時24分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 若 山 照 洋

署名議員 手 嶋 いずみ

署名議員 後藤田 麻美子